

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境影響評価に関する公聴会の状況

日 時：令和 2 年 11 月 14 日（土）

午前 10 時から午前 10 時 25 分まで

場 所：すいとぴあ江南 研修室 B

江南市草井町西 200

公述人：2 名

公述人が述べた意見の要旨

○ 公述人（1 人目）

建設地の決定経緯は公明正大に行うべきである。いわゆる嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、「ごみ処理施設という性質上、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元に多大な影響を及ぼすことが懸念される。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施しています。」とあり、配慮書の性格を大きく歪めるもので、認められないと思います。

概ね地元の合意形成は本当に得たのか。扶桑町の 3 地区では同意が得られていなかったために、扶桑町地区での事業講演会を何度か実施し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。」という意見まで残っているが、これを合意形成が得られたと判断したのでは、将来的に問題を残していると言わざるを得ません。

粗大ごみ処理施設の能力の根拠を。粗大ごみ処理施設の処理能力は、「処理能力＝計画年間日平均処理量÷実稼働率×計画月間変動係数」、実稼働率は 0.685 とあるだけで、年間 365 日のうち 165 日は稼働しない理由が不明であります。ごみ焼却処理施設では、実稼働率は 0.767 とし、補修の整備、点検、全停止、起動、停止とそれなりに説明があるが、粗大ごみ処理施設についてもこれぐらいの説明は必要である。もしかすると過大な設備投資なのではないでしょうか。

各市町のごみ処理基本計画は追記をすべきです。「ごみ焼却施設の処理能力については、「整備計画」及び 2 市 2 町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」

において見直しを行いました。」とあるが、そのもとになる各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値ぐらいはこの準備書に記載すべきであります。なお、2018年度の廃棄物の状況は市町別に集計してあります。

公害防止の自主規制値は見直しをすべきであります。特に騒音と水銀についてです。「騒音について規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した。」とあるが、騒音の夜間が規制値と同じ50dBとなっている。また、水銀については、現在の施設の実績より15倍以上も高い自主規制値としているが、新設施設であれば更に低減が可能と思われます。

低公害型建設機械の使用を基本とすべき。使用するすべての種類の建設機械にはないため「可能な限り」としているが、低公害型建設機械がある機種なら基本的には使用するとすべきであり、使用できない場合はその理由を明らかにすることを明記すべきであります。

緩衝緑地帯の樹種等を具体的に。「緩衝緑地帯については、事業実施区域の敷地境界から5m設置する計画です。樹種については今後、詳細設計の段階で検討を行います。」とありますが、植物の環境保全措置で示した「表土を保全し、周辺緑化の際の客土として利用する。周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。」の基本原則ぐらいは示すとともに、事業計画で緩衝緑地帯を5m以上確保することを明記すべきであります。

発生土の処分方針を発注条件として確定すべきであります。発生土の予測では、発生土30,127m<sup>3</sup>のうち場内再利用24,840m<sup>3</sup>の内訳が分からず、「場外再利用又は適正処分」までしか分からない。これでは、環境影響評価とは言えません。事業者として責任を持った発注条件とすべきであります。

シイ・カシ二次林の保全策を記載すべきであります。具体的に記載していないのは大きな問題です。

東隣、西隣に計画中の他事業を具体的にすべきであります。単独の予測では、環境影響評価は十分とはとても言えません。少なくとも、両隣において計画されている施設の内容について、可能な限り明らかにすべきであります。

大気予測のプルーム・パフモデルの再検討をすべきであります。プルーム・パフモデルはかなり古いモデルでございまして、横浜環状道路（圏央道）では、2017年にプルーム・パフモデルではなく、それに代わる3次元流体モデルでの予測がされることで合意がされました。古いマニュアルに固執するのではなく、新

しい知見を取り入れた予測をすべきであります。

地上は上空の風向と相関があるのかという点でも非常に問題があります。高度200m、500m、1,000mの風向・風速の相関を明確にすべきであります。

建設作業騒音は建設機械が敷地に近い場所で予測をすべきであります。計算をしてみると、規制基準を超える可能性が十分にあると考えられます。振動についても同じでございます。

道路交通騒音については、特例で大幅な規制緩和がされておりますが、すでに最高裁判所でこの規制基準は補償の対象となることが確定しております。そうしたことを念頭においた予測・評価をすべきであります。

低周波は手引書の参照値のすべてを適用すべきであります。ちなみに名古屋市南陽工場設備更新事業の環境影響評価書では、すべての項目について検討をしております。

施設振動、道路交通振動の評価を感覚閾値でも行っております。

ピット付近の土壤汚染調査をきちんとすべきであります。土壤汚染の評価は不十分であると言わざるを得ません。

地下水は環境基準等で評価をすべきであります。地下水質の問題を指摘したのに、土壤調査をして環境基準を超過しなかったという見解は極めて的外れと言わざるを得ません。

工事中の地下水位低下防止対策を具体的にすべきであります。「適切な施工に努める」とあるが、これが許されるのであれば、すべての項目について「適切な施工に努める」と言えば、環境影響評価は終わってしまう。これは、環境影響評価とはとても言えるものではない。

日照障害は地表面での予測・評価をすべきであります。これにつきましても、2020年7月30日付けで、名古屋高裁は新東名高速が「日照権を侵害している」として、地裁判決を変更し「日照被害が社会通念上、我慢できるとされる限度を超えている」と結論付け、160万円の支払いを命じております。こういった点を踏まえて予測をすべきであります。

等時間日影図は午前7時も検討に入れるべきであります。

ホンドキツネの代償措置は実施するのか。「現地調査で重要な種に該当する種は確認されなかったものの、ホンドキツネが営巣・繁殖していることから、注目種として予測を行った」ということで、生態系でしか予測・評価をしていない。その結果は、「ホンドキツネは、事業実施区域内で2年連続で営巣が確認され、

幼獣が3個体ずつ生育している。事業実施区域内は営巣地として利用されており、環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷が該当」としているが、水没の危険性等も考えられる。

こうした問題について、評価結果は、「影響はあると判断される。しかし、環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上し」と記載されていますが、本当にきちんとした対策が講じられるかは疑わしいと言わざるを得ません。

動物の定性的な予測は極端であります。

オオタカにつきましても、「影響は極めて小さい」や「影響は小さい」など、矛盾した記述も見られます。この点についても、きちんと再検討すべきである。

生態系の予測全体も非常に不十分であります。

全ては読み上げられなかったので、文書を議長に渡します。

[議長へ文書を手渡す]

## ○ 公述人（2人目）

環境影響評価制度は、県のホームページによれば、「その事業を行うことによって、環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、関係者から意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境の保全の見地からより望ましい事業計画にしていく制度」としています。

廃棄物の処理に関しては、収集、運搬、処理が一体化したものだと思います。今回の環境影響評価準備書では、廃棄物の持ち込みと焼却だけが環境影響評価の対象にされています。

廃棄物処理とは、廃棄物の持ち込みとともに、焼却の過程、さらに焼却後に発生する焼却残さを含む処理すべてが完結して、はじめて廃棄物を処理したことになると思います。このことは、県のホームページにある「その事業を行うことによって、環境にどのような影響を及ぼすか」との環境影響評価制度の趣旨にも合致しているものと考えます。

環境影響評価の対象とすべき事業について、ごみの持ち込みと建設予定の焼却施設の稼働に限定した環境影響評価しか行われていませんが、環境影響評価の対象としている「ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」については、準備書の2-14ページに記載しておりますが、「焼却灰等の全量資源化の長期的な受け入れが可能であることが確認できた」とし、資源化とは「セメント原料化、焼成、溶融固

化等」としています。

また、「ガス化溶融炉・シャフト式」、「ガス化溶融炉・流動床式」では、「溶融飛灰」は「山元還元による資源化」、「溶融スラグ」は「路盤材、埋戻材で有効活用」としています。

いずれも、最終的には外部へ持ち出して処理し、外部で想定される環境影響評価をまったく度外視しています。こうした、後のことは知ったことではない式な廃棄物処理は、次のような重大な問題を含んでいると思います。

第一に、廃棄物の性格に違いはありますが、廃棄物処理法第12条第7項では、「事業者は産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされ、不適切な処理が行われれば、排出事業者も措置命令の対象になることがあり、社会的な制裁に甘んじなければならなくなります。地方公共団体たる一部事務組合が、焼却残さ物の外部処理を盾に、そのことによって発生する環境への影響を度外視することはあり得ないし、許されません。

第二に、江南丹羽環境管理組合は現在、焼却場を管理・運営しています。昭和57年（1982年）4月、37年前に供用開始した施設ですが、この施設の設置に当たっては、焼却飛灰のセメント固化、並びに、新たに直営で最終処分場を設置し、埋立処分を含めた焼却残さすべての処分を対象とした環境影響評価が当たり前のこととして実行されました。行政としてごく当たり前の行為でした。何故に、今回の環境影響評価で、焼却残さの処理が除外されるのでしょうか。こんなことが許されたら、環境行政の権威は地に落ちてしまいます。外部処理に伴い発生する環境課題も、環境影響評価の対象とすべきです。

第三に、想定している外部処理に将来性は担保されているかどうかを検討されなければなりません。尾張北部環境組合による焼却方式の選定は、「ガス化溶融炉・シャフト式」一辺倒の様相と聞き及んでおりますので、その方式での環境影響問題に絞って発言します。

溶融飛灰は、山元還元による資源化しか提案されていません。山元還元は、1,300℃から1,400℃の高温処理が想定され、消費エネルギーが膨大であること、2013年頃の処理価格でトン当たり6～7万円に加え、処理施設が国内に数か所しかなく、処理能力も限定され、輸送費も馬鹿になりません。バラ色の将来は保証されておりません。当施設の20～30年間の稼働期間中、膨大なエネルギーの消費と温室効果ガスの大量発生を伴い、時代の要請に逆行する方式です。

熔融スラグは、路盤材・埋戻材で有効活用としています。素朴な疑問ですが、路盤材・埋戻材として利用するなら、なぜ関係4市町の公共事業で活用しないのでしょうか。わざわざ外部へ持ち出す必要があるのでしょうか。熔融スラグを路盤材・埋戻材で有効活用することは困難だからだと推測せざるを得ません。

ガラス状の熔融スラグは滑って路盤の締まりが悪くなるため、そのままでは使い物にならないと聞き及んでおります。わざわざ外部に持ち出して、再度高熱を加え、路盤材にざらつきを与え、用途ごとに必要な大きさに成形し直す必要があるからではないのでしょうか。ここでも膨大なエネルギーの消費と温室効果ガスの大量発生が見込まれます。残念ながら、熔融飛灰・熔融スラグの処理に要するエネルギー量並びに温室効果ガスの発生量は示すことができません。この処理計画を進める事業者側が、きちんと数字を示す責任があると考えます。

第四に、前述したように、温室効果ガスの発生抑制の国家的・地球的課題との関連性を完全に無視しています。時代遅れどころか、時代に逆行していると考えます。準備書では、27,518トンから33,207トンの温室効果ガスが毎年発生すると予定しています。そのうち、場内の発電効果で、13,673トンから13,455トン削減できると想定しています。係数的には政府基準に沿ったものかもしれませんが、3万トン程度の温室効果ガスが、毎年大気中に放出される事実は変わりません。これは、取り戻すことのできない環境への影響を与え続けます。総量規制の強化が必要だと考えますが、一事業所単位ではなくて、全国的・地球的規模で廃棄物処理を考えなければならないと考えます。すべての処理工程での温室効果ガスが検証されなければならないと思います。準備書では、これを全く無視し、時代への逆行を進めています。

最後に、行政責任に関して、一言申し上げたいと思います。一般廃棄物の処理は地方公共団体の固有の事務ではありますが、事務の一部の民間委託も認めています。

しかし、民間に委託したからと言って、最終責任は地方公共団体が負わなければならないのは明らかです。今回の準備書では、残念ながらこの点で、重大な問題があると考えます。事業者としての責任を、最後まで、文字通りごみの最後の一片まで誠実に向き合って処理すること、同時に国家的・地球的課題でも正面から立ち向かえるよう、準備書を再検討するよう求めて意見を終わります。